

## 山口県酪農・肉用牛生産近代化計画の概要

### ○ 趣 旨

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき、国が令和2年3月に策定した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即して、令和12年度を目標とする県計画を作成する。

### ○ 計画の概要

#### I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

##### 1 酪農及び肉用牛生産を巡る情勢と対応方向

- ・ 本県の畜産は、農業産出額の約3割を占め、安心・安全な畜産物を安定供給する基本的役割に加え、農地の有効利用等の多面的な機能を有しているが、飼養戸数及び飼養頭数の減少により生産基盤が縮小
- ・ 貿易自由化等が進展する中で、酪農及び肉用牛農家の安定した経営継続と持続的発展を確保するため、生産基盤の一層の強化や経営安定対策の充実等が必要

##### 2 需要に応えるための生産基盤の強化

###### (1) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

生乳生産量及び肉用牛生産頭数を拡大するため、計画的な施設・機械整備による規模拡大や新規就農支援をはじめ、優良牛の導入促進や後継牛バンク制度の活用等を推進

###### (2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資産の継承

- ・ 収益性の高い経営を育成するため、キャトルステーション等の労力補完体制の整備、優良牛の導入や改良速度のスピードアップ、ICT等先進技術を活用したスマート畜産の導入等による生産性向上を推進
- ・ 空き畜舎や経営移譲希望者が所有する経営資産の新規就農者等への継承や、早期の経営安定に向けた経営指導等の実施

###### (3) 経営を支える労働力や次世代を担う人材の確保

新規就業者を確保・育成するため、募集・研修・定着までの一貫した支援や、先進技術に対応した農業大学校での人材育成、女性の経営や地域活動への参画等を促進

###### (4) 家畜排せつ物の適正管理と利用推進及び自給飼料基盤の強化

- ・ 家畜排せつ物の適正管理と利用拡大を図るため、処理高度化施設の計画的な補改修と、耕畜連携の強化や堆肥供給情報の積極的な提供を推進
- ・ 飼料作物の単収向上や先進技術を活用した山口型放牧の拡大、稲わら等の活用による飼料自給率の向上と、コントラクターの育成等による飼料生産の省力化を推進

### 3 次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造

#### (1) 災害に強い畜産経営の確立

頻発する自然災害等に備えるため、非常時における電源や飲料水等の確保方法の事前検討と、各経営安定制度や家畜共済等への加入促進

#### (2) 家畜衛生対策の強化

- ・ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場における家畜防疫対策の徹底
- ・ 獣医学生修学資金貸付制度やインターンシップ等による産業動物獣医師の安定確保と、技術研修等を通じた診療技術の高位平準化

#### (3) 持続的な経営の実現と畜産への信頼・理解の醸成

- ・ 持続的な経営を実現するため、本県独自の高度衛生管理農場認定制度や農場HACCP等の取組を推進するとともに、環境に配慮した経営展開や堆肥の農地還元等を通じた資源循環型畜産を推進
- ・ 動物用医薬品等の適正使用による畜産物の安全性確保や、畜産ふれあい体験学習等を通じた県民の理解醸成を促進

## II 生乳の生産数量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

### 1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標

| 区分             | 総頭数        | 成牛頭数       | 経産牛頭数      | 経産牛1頭当たり年間搾乳量 | 生乳生産量       |
|----------------|------------|------------|------------|---------------|-------------|
| 現在<br>(平成30年度) | 頭<br>2,850 | 頭<br>2,050 | 頭<br>1,960 | kg<br>8,084   | t<br>15,845 |
| 目標<br>(令和12年度) | 2,850      | 2,050      | 1,960      | 9,000         | 17,640      |

### 2 肉用牛の飼養頭数の目標

| 区分             | 総頭数         | 肉専用種       |            |            |             | 乳用種等     |            |            |
|----------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|----------|------------|------------|
|                |             | 繁殖雌牛       | 肥育牛        | その他        | 計           | 乳用種      | 交雑種        | 計          |
| 現在<br>(平成30年度) | 頭<br>15,200 | 頭<br>4,660 | 頭<br>3,990 | 頭<br>2,390 | 頭<br>11,040 | 頭<br>480 | 頭<br>3,680 | 頭<br>4,160 |
| 目標<br>(令和12年度) | 15,840      | 4,920      | 4,000      | 2,765      | 11,685      | 580      | 3,575      | 4,155      |

## III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

### 1 酪農経営方式

- ・ 水稲との複合経営で稲WCSを利用する家族経営(経産牛40頭)
- ・ 稲WCSの生産にコントラクターを利用して労力の軽減を図る家族経営(経産牛80頭)
- ・ 耕畜連携により稲WCS等の自給飼料を確保する法人経営(経産牛150頭)

## 2 肉用牛経営方式

### (1) 肉用牛(繁殖)経営

- ・ 山口型放牧を活用して省力化を図る家族経営(繁殖雌牛30頭)
- ・ 山口型放牧を活用し省力化とコスト低減により規模の拡大を図る家族経営(繁殖雌牛60頭)
- ・ 山口型放牧を活用して肉用牛生産部門を導入する集落営農法人(繁殖雌牛20頭)

### (2) 肉用牛(肥育・一貫)経営

- ・ 増体性や飼料利用性の高いもと畜を導入し飼料用米を活用する家族経営(肉専用種肥育牛100頭)
- ・ コントラクターを活用し飼料用米等の自給飼料を確保する法人経営(肉専用種肥育牛300頭)
- ・ 早期出荷やエコフィードを活用して生産コストを低減する法人経営(交雑種肥育牛500頭)
- ・ 山口型放牧を活用し、子牛の生産コストを低減する家族経営(繁殖雌牛50頭+肉専用種肥育牛65頭)

## IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

### 1 乳用牛

- ・ 施設・機械整備や既存牛舎の空きスペースの有効活用を推進するとともに、後継牛バンク制度や優良雌子牛の地域内流通体制を活用した後継牛の安定的な確保を推進
- ・ 乳用雌子牛の預託育成制度や酪農ヘルパー等の外部支援組織の活用に加え、発情発見装置等の先進技術の活用等により省力化及び生産効率を向上
- ・ 乳用牛群検定成績やゲノミック評価を活用した生涯生産性を向上

### 2 肉用牛

- ・ 畜産クラスター事業等を活用した施設・機械整備や優良繁殖雌牛の導入により飼養頭数を拡大
- ・ 肉用牛ヘルパーやキャトルステーション等の外部支援組織の活用や、クラウド型繁殖管理システムの先進技術の活用等により省力化及び生産効率を向上
- ・ 繁殖・肥育一貫生産体制への移行や和牛受精卵の活用による安定的な肥育もと牛の確保を推進

## V 国産飼料基盤の強化に関する事項

多様な土地条件に適応した飼料作物の栽培技術の普及等をはじめ、飼料用イネ・飼料用米の計画生産、耕作放棄地を活用した山口型放牧の拡大や地域資源の活用等による飼料自給率の向上を推進

| 区分          |     | 現在(平成30年度) | 目標(令和12年度) |
|-------------|-----|------------|------------|
| 飼料自給率       | 乳用牛 | 26%        | 30%        |
|             | 肉用牛 | 21%        | 31%        |
| 飼料作物の作付延べ面積 |     | 2,938ha    | 2,950ha    |

## VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

### 1 集送乳及び乳業の合理化

タンクローリーの大型化や効率的な路線編成による集送乳コストの削減を促進するとともに、学校給食用牛乳の安定供給や牛乳・乳製品の需要拡大による乳業施設の稼働率の向上

### 2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

- ・ 家畜市場の出荷頭数等に応じた効率的な取引や利便性に配慮した計画的な施設整備を推進
- ・ 農業協同組合と連携した枝肉相場等を勘案した肉用牛の安定的な出荷先を確保するとともに、県産和牛統一ブランドを中心としたブランド力の向上と高付加価値化による有利販売を推進

| 区分             | 出荷頭数<br>①  | 出荷先        |            | ②/①       |
|----------------|------------|------------|------------|-----------|
|                |            | 県内②        | 県外         |           |
| 現在<br>(平成30年度) | 頭<br>6,032 | 頭<br>1,782 | 頭<br>4,250 | %<br>29.5 |
| 目標<br>(令和12年度) | 6,100      | 1,950      | 4,150      | 32.0      |

## VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

### 1 担い手の確保・育成と労働負担の軽減のための措置

- ・ 就農相談会等を通じた募集や農業大学校等と連携した育成、就農後の経営指導等による定着を図る一貫した支援の推進
- ・ 酪農・肉用牛ヘルパーの育成やキャトルステーション等の整備、コントラクターへの作業委託等の促進による労働負担の軽減

### 2 畜産クラスターの推進方針

- ・ 生産者、生産組合、農業協同組合、行政等が連携した畜産クラスター協議会の設置と計画的な事業実施を推進
- ・ 畜産クラスター計画の目標達成に向けた関係機関による継続的な支援

### 3 その他必要な事項

市町や関係機関等の役割を明確にした目標達成に向けて取組を推進